

平成28年10月6日

本部各部課長
各警察署長 殿

三重県警察本部長

三重県警察職員の名刺の様式等について（例規通達）

対号 三重県警察職員の名刺の様式等について
（例規通達・平成6年4月1日（務）第9号）

三重県警察職員が職務上用いる名刺の様式等については、下記のとおりとするので、誤りのないようになされたい。

なお、対号例規通達は、廃止する。

記

1 様式

名刺の様式は、別表の例示によるものとする。

2 規格等

(1) 用紙

原則として、長辺9.0センチメートル、短辺5.5センチメートルの白色とする。

(2) 字体

原則として、楷書体とする。

3 表記

表記は、日本語とする。ただし、必要により、名刺の裏面に外国語による表記をすることができる。この場合の英語表記は、別表の例示のとおりとする。

なお、英語以外の外国語による表記をする場合は、英語による表記の例に準ずるものとする。

4 図形の表示

(1) 名刺には、別図1及び2で定める図形を表示することができる。

(2) 別図1及び2で定める図形のほか、必要により、別の図形、標語、写真等を表示できるものとするが、その場合、所属長は警務部警務課長と協議するものとする。

5 その他

(1) 他の部署と兼務となっている場合は、必要がある場合を除き、本務の部署のみを表示するものとする。

- (2) 職名、係名等を表示する場合に、その文字の配列が不体裁になるときは、適宜その配列を変えることができる。
- (3) 巡査長及び少年補導員は、これを階級に代えて表示するものとする。
- (4) 氏名には、必要により、振り仮名を付すことができる。

6 経過措置

従前の通達に基づく図形等を表示した名刺の残余は、この規定にかかわらず、当面の間、使用できるものとする。

別表

【例示 1】

警部補	氏	名
三重県警察本部 〇〇部〇〇課係長		
勤務所所在地・電話番号		

【例示 2】

事務官	氏	名
三重県〇〇警察署 〇〇課〇〇係主任		
勤務所所在地・電話番号		

【例示 3】

三重県警察本部〇〇部〇〇課長		
警視	氏	名
勤務所所在地・電話番号		

【例示 4】

三重県〇〇警察署〇〇課長		
事務官	氏	名
勤務所所在地・電話番号		

【例示 5】

英語による記載例 1 (警察本部)

T A R O M I E
Superintendent

Director of Police Administration Division
Mie Prefectural Police Headquarters
1-100, Sakae-Machi, Tsu-City, Mie, Japan.
TEL. (059)222-0110 EXT.1234

(注) 記載例 1 の訳文

三 重 太 郎
警 視

警務課長
三重県警察本部
三重県津市栄町 1 丁目 1 0 0 番地
電話 (059)222-0110 内線 1234

英語による記載例 2 (警察署)

T A R O K O U N O
Chief Inspector

Chief of 1st Criminal Investigation Section
Tsu Police Station (Mie Pref.)
22-1, Marunouchi, Tsu-City, Mie, Japan.
TEL. (059)213-0110 EXT.999

(注) 記載例 2 の訳文

甲 野 太 郎
警 部

刑事第一課長
三重県津警察署
三重県津市丸之内 2 2 番 1 号
電話 (059)213-0110 内線 999

【ミーポくん・縦書き】



ミーポくん

〒五一四一八五二四
津市栄町一丁目一〇〇番地
TEL(〇五九)二三二一〇一一〇(代)
(内線二三三四)



三重県警察本部
警務部警務課企画室
課長補佐(企画担当)

警 部 三 重 太 郎

【ハナショウブ・縦書き】



三重県警察本部
警務部警務課企画室
課長補佐（企画担当）

警 部 三 重 太 郎

〒五一四―八五二四
津市栄町一丁目一〇〇番地
TEL(〇五九)二二二―一〇一〇(代)
(内線二二三四)

